

第7回水産ワーキング・グループ 議事概要

1．日時：平成29年11月24日（金）15:57～17:07

2．場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、野坂美穂（座長）、林いづみ

（専門委員）有路昌彦、泉澤宏、本間正義、渡邊美衡

（事務局）田和室長、窪田次長、佐脇参事官

（説明者）水産庁：長谷長官

水産庁：山口次長

水産庁：森漁政部長

水産庁：神谷資源管理部長

水産庁：保科増殖推進部長

水産庁：岡漁港漁場整備部長

4．議題：

（開会）

「漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実」に向けた農林水産省における検討の状況について

（閉会）

5．議事概要：

佐脇参事官 それでは、皆様おそろいですので、ただいまより「規制改革推進会議 水産ワーキング・グループ」を始めたいと思います。

原座長代理、長谷川委員、中島専門委員、下芋坪専門委員、花岡専門委員は、本日所用により御欠席です。

本日は、大田議長、金丸議長代理に御出席をいただいております。

ここからの司会は野坂座長にお願いいたします。

野坂座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

本日は、「漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実」に向けた農林水産省における検討状況を聴取します。

農林水産省においては、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、本件について御検討を進められていることと思います。

水産ワーキング・グループでは、前回の会合で、これまでのヒアリング等を踏まえた議論の整理を行い、公表しておりますので、これも踏まえながら農林水産省と意見交換した

いと思います。

それでは、農林水産省の皆様、よろしく願いいたします。

長谷長官 水産庁の長官の長谷でございます。

本日は、当庁から水産政策の改革の方向性につきまして、お配りしてあります資料を使って説明させていただきたいと思います。

まず、改革の基本的な考え方でありますけれども、冒頭にも記してありますように、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造を確立することと考えております。

以下、それぞれの施策の考え方を御説明いたします。

第1に、「漁業の成長産業化に向けた水産資源管理」につきましては、漁業の基礎は水産資源であり、資源を維持・回復し、適切に管理することが必須であると考えております。このため、資源管理については、国際的に見て遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とするということでございます。

具体的には、資源調査を抜本的に拡充し、国際水準の資源評価を実施する。その成果を活用して、我が国周辺水域の適切な資源管理のための関係国との協議を進めるということでございます。

我が国の漁業は、周辺諸国と共通に利用している魚種が多く、また外国漁船の活動が活発となっております近年の状況を踏まえまして、我が国が国際会議を主導して資源管理を進めていくためにも、しっかりとした資源評価が必要と考えているところでございます。

また、資源管理の手法としては、主要資源についてはアウトプット・コントロール、すなわち数量管理を基本に、インプット・コントロール、テクニカル・コントロールを組み合わせ資源管理を実施していくことと考えております。アウトプット・コントロールにつきましては、水産ワーキング・グループでも指摘がありましたように、漁業の実態を踏まえつつ、可能な限りIQ方式を活用するというところでございます。

栽培漁業につきましては、資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化するとしております。栽培漁業は、漁業者や漁業団体が主に都道府県の支援を受けて実施しておりますけれども、これまでの効果を検証した上で、より効果的なものとなるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、2の「水産物の流通構造」につきましては、世界の水産物需要が高まる中で、我が国の消費量が減少しております。我が国漁業の成長産業化を図るためには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要と考えております。

このため、HACCP等による品質・衛生管理の強化とか、ICTといった情報通信技術等の活用、全漁連からも話がありましたけれども、産地市場の統合・重点化、新たな販路の拡大、トレーサビリティの充実などの流通改革を進めるということでございます。

なお、トレーサビリティにつきましては、輸出促進、IUU漁業対策、販売戦略といった観点から、個々に検討してまいりたいと考えております。

3の「漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備」につきましては、まず、遠洋・沖合漁業等については、これは適切な資源管理が大前提ということですが、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害しない形で、国際競争力の強化につながるような漁業許可制度としていくことを考えております。

具体的には、先ほども述べましたが、資源管理方法の変更と関連して、IQが割り当てられている漁船については、トン数制限等の規制を見直すといったことを考えていきたいと思っております。

また、数量管理の実効を担保するなどの観点から、漁業許可を受けた者には、資源管理の状況、生産データ等の報告を義務付けることとしたいと考えております。

漁業許可の運用につきましては、資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い者の更新を前提としつつ、新規参入が進みやすい仕組みを検討していきたいと考えております。

次に、養殖・沿岸漁業につきましては、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとする。特に、養殖については、国際競争力につながる新技術の導入や投資が円滑に行われるよう留意して検討するということですが、具体的には、都道府県の漁場計画を策定する際に、参入希望者をはじめ関係者の意見を幅広く聴取するなど、透明性を高めるといふことでもあります。これは、ともすれば漁場利用に関する制度の運営が外部から見えにくいという声もあったことを踏まえまして、特に地域外の参入希望者などからも広く意見を聞いて、よりオープンな形にしていくことを考えております。

また、こうした透明性向上の観点からは、漁業権免許を受けた者が漁業権の利用状況、資源管理の状況、生産データの報告といった果たすべき責務を明確化していきたいと考えております。

こういった措置を前提にいたしまして、水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本としていくが、有効活用されていない水域について、新規参入が進みやすい仕組みを検討することとしております。すなわち、水域を適切かつ有効に活用している漁業者は継続的・計画的に漁業に取り組めることを確保することが重要であると考えています。一方で、有効活用されていない水域については新規参入を進めて、水域をフル活用することが重要であるという認識でございます。

次に、沿岸漁場の管理は、都道府県の責務とした上で、都道府県が漁協等に委ねることができる仕組みとし、その際のルールを明確化することを検討するとありますけれども、これにつきましては、例えば藻場・干潟の保全、密漁や赤潮の監視、油濁汚染の除去など、沿岸漁場の環境を適切に維持していくための管理活動については、本来的には漁場計画を策定して、漁業権の免許をしている都道府県の責務とすべきものと考えておりますけれども、実際にはその大部分が漁協によって担われております。

このように現在は、實際上漁協が担っている沿岸漁場の管理の位置付けが明確でないため、今回、漁協の行う管理行為は県から委ねられているとの制度的な位置付けを行いまして、ルールを明確化し、社会での認知度も上げていきたいと考えているところでござい

す。

最後に、漁協についてです。漁協については、下記にありますように農協とは法制上も実態上もかなり異なっております。例えば、経済事業が中心である。組合の漁獲物を販売することが事業の中心になっているわけですが、そういったことですか、信用事業は多くの漁協において県段階の信漁連に既に譲渡済みであるということ。あるいは、中央会という仕組みもありません。准組合員も基本的に漁業関係者のみということである。こうした点を踏まえまして、漁協の役割が適切に発揮されますよう、上記の改革の方向性に合わせて見直しを検討していきたいということでございます。

以上、申し述べました方向性に従いまして、漁業の現場において実効性のある資源管理が行われ、漁業の成長産業化が進むよう、来年にかけまして検討をさらに進めていきたいと考えております。

なお、この方向性については、年内に政府の取組方針として取りまとめていくことを考えているところでございます。

説明は以上です。

野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

なお、御発言を希望される際には、お名前の書かれているプレートを立てていただきますようお願いいたします。

それでは、渡邊専門委員、お願いいたします。

渡邊専門委員 長谷長官、御説明どうもありがとうございました。

全体としては、この会合でのこれまでの意見を大変尊重していただいて、今後に向けて希望の持てる方向性となっていると思います。どうもありがとうございました。

それを受けて、ちょっと細かいことになるのですが、合わせて4点ほどお伺いしたいことがございます。

1つ目は、1番目の水産資源管理について、「可能な限りIQ方式を活用する」とございますが、これはITQを含めて、要は譲渡可能なIQ、ITQも視野に入れられて考えていらっしゃるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、2点目の水産物の流通構造に関しまして、これまでもこの会合の中で触れられておりましたけれども、例えばサバについて見ると、日本がアフリカに向けて小さな餌となるサバを輸出して、品質の高いノルウェーのサバを輸入している。やや、もったいなことをしているなという印象を受けましたけれども、そのような構造というのは流通構造にも原因の一端があるのではないかと。要は、低魚齢の魚を引き受けてしまう市場の存在があるとか、もしも流通構造の改善によって、日本の低魚齢の魚を獲って脂の乗った魚を輸入するみたいな構造を改善できる点があれば、その点も視野に入れていただきたい。2点目は、私の個人的な期待としての意見です。

3点目はテクニカルな質問になるのですけれども、2枚目の3の2つ目の の1行目は、「我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組み」となっているのですが、その細かいところの3ポツ目が、今度は「水域を適切かつ有効に」というふうにちょっと言葉が変わるのですね。先ほどのサバの話ではないのですけれども、やはり水域というのは効率がよければいいというわけではなくて、サステナビリティ等々の観点から、資源保護の観点から、適切に利用するということが非常に大事ではないかと考えまして、「有効かつ効率的」というよりは「適切かつ有効」のほうが、私は表現としてこの場にふさわしいと考えました。

4点目が、同じく一番下の 、3つ目になるのですけれども、先ほど長谷長官から、必要な見直し等を含めて年内に政府で取りまとめるという御説明を頂戴しましたが、水産庁として必要な見直しについてのお考え、例えばこういうことが望ましいとか、こういうことの優先度が高いということがあれば、漁協の農協と異なる点を挙げるだけではなくて、必要な見直しの具体的な可能性を挙げていただければと考えました。

以上、4点です。

野坂座長 それでは、今の4点につきまして御回答をお願いいたします。

長谷長官 1点目はITQということだったのですけれども、今も、例えばマグロであるとか、いろいろな魚種で漁獲量管理の取組を進めていて、いろいろな問題を抱えているのですが、獲り過ぎを防止するというのは資源管理をしていく上で当然重要な話なのですけれども、それを小分けすることによって利用が少なくなってしまう、獲り残しが生じてきてしまうということも一方で問題があるので、過剰漁獲も防止するし、獲れる資源を有効に活用するための仕組みといたしまししょうか、制度については、手法は今の時点で特定しておりませんが、検討をさらに進めていくということだと思っております。1点目はそういうことであります。

2点目のサバのアフリカへの輸出の話は、いろいろな側面がありまして、資源管理とか成長産業化に必要な部分で、流通構造についても見直すべきことはどういうものがあるかというのは当然検討の課題だと思っております。

ただ、日本の水産物の消費の形態が、大きくなった魚だけを食べる食習慣ではなくて、卵も食べるし、稚魚も食べる。例えばシラス干しだとかです。あるいは、アジなんかは逆に余り大きくならずに小ぶりなものがいろいろな形で好まれるとか、そんなこともあるものですから、いろいろな要素がありますけれども、冒頭で言いましたように、資源管理なり、漁業の成長産業化というもののなかで、流通の部分でどういうことが効果があり得るのかというのは幅広く検討していきたいと思っております。

3番目は、適切かつ有効という部分はワーディングの問題であったと思います。 の最初の「水域を有効かつ効率的に」というのは水域全体の話で、生産性なり、これは持続生産ということも別に排除していない考え方だと思っておりますが、全体の話の文脈の用語であります。下の黒ポツの部分は、どちらかというとなら現に今やっている個々の漁業者の方

を念頭に、適切かつ有効に営まれているのであれば、そういう方の継続が基本だということも書いております。そういうことで、我々としては書き分けたつもりでございます。

4点目は、最後の説明、年内の政府の取組方針というのは、漁協云々ということではなくて、この水産の改革全体について申し上げたつもりでございます。

野坂座長 お願いいたします。

山口次長 補足します。

3番目のワーディングの話でございますが、今、長官が申しましたように、ここの一番上のところに書いてある「我が国水域を有効かつ効率的に活用」という意味は、我が国は世界で6番目のEEZを持っているわけですから、そういったものをまさにフルに有効活用していくと。効率的にというのは、さらに生産性の高い方向で活用していくという意味で、こういうワーディングにしております。

一方で、漁場利用の話につきまして、個々の漁業者にとってみれば、それも大事なのですけれども、まずは適切ということが大事だと我々は思っています。いわゆる適法であることは間違いのないのですが、さらに資源管理とか、そういったことをきちんとやっていただくということがあって、それで水域全体を活用してもらおうという意味で、ここは「適切」という言葉を入れさせていただいたということでございます。

渡邊専門委員 どうもありがとうございました。

そうしますと、4点目、繰り返しになって恐縮ですけれども、漁協に関して、「必要な見直しを検討する」ということで、もしも今、水産庁としてお考えのことが何かあれば、こういうことと例示できるものがあれば、あれば結構ですけれども、例示いただけませんか。

野坂座長 お願いいたします。

山口次長 ここについては、まさにこれからの検討ということですが、資源管理などを行う上での漁協の役割みたいなこともやはり考えていかなければいけないかと思っております。まだ具体的に何ができるかということとは分からないのですけれども、資源管理をより徹底していく上で漁協の役割というものは何があるかということは、事業のあり方も含めて検討していきたいと思っております。

渡邊専門委員 ありがとうございました。

野坂座長 ほかにはいかがでしょうか。

では、有路専門委員、お願いします。

有路専門委員 御説明、ありがとうございました。

私も4点ございます。1つ目は、いただいた資料の2番目の「水産物の流通構造」の1つ目の項目ですが、「輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立」というところは、例を挙げると、養殖における生産資材、餌、こういうものの流通、あるいは確保という点を含むのかということですね。このような生産資材は、地域によって、あるいはプレーヤーによって値段が違うといった課題も抱えており、こういうところまで

問題意識として含まれた文章なのかというのが1つ目です。

2つ目の質問に当たるところは、3の2つ目のの部分ですけれども、ポツで言いますと3番目、「水域を適切かつ有効に活用している者が」のところですか。ここで言う「有効活用されていない水域」という部分の具体的なイメージを御教示いただきたいというのが2つ目です。

3つ目は、ここの項目全体に当たるところですが、「国際競争力につながる新技術の導入や投資が円滑に行われる」というところの項目がまだ具体的に項目には書かれていないのですが、恐らく養殖の現場で喫緊の課題は魚病で、ノルウェーとかに比べると、特に新薬とかワクチンの許認可のスピードが非常に遅いということを考慮しているのかという点です。ノルウェーだったら30種混合ワクチンを使用していますけれども、我が国では対応が迅速でないということで結果としてFDAのハードルを越えられなかったり、国際競争力で劣ったりします。そこら辺の技術開発や許認可のところを踏まえているのかどうかというところですか。

最後になりますが、4番目は、「沿岸漁場の管理は、都道府県の責務とした上で、都道府県が漁協等に委ねることができる仕組み」と書かれているので、ここには恐らく養殖の区画漁業権のこともイメージとして入っているのでしょうか。以前から議論になっていますけれども、調整費用である漁場行使料の公平性あるいは透明性をどういう仕組みで担保していくのかということが恐らく重要で、その機能を果たす漁協のあり方といいますか、漁協はこういうことをしておかないといけない組織だという組織の要件が、こういった漁協の機能と連動してくると思うのですけれども、その具体的なイメージをまた御教示いただければと思います。

以上でございます。

野坂座長 お願いいたします。

長谷長官 1点目の養殖の生産資材のところは、流通のところなのか、養殖・沿岸漁業のところなのか、両方かかるのかかもしれません。言われるように、養殖業も成長産業とするということですから、当然その資材関係といいますか、コスト面についての改善策というのは検討の対象と考えているところですか。

それから、有効活用されていないというのは、抽象的な話になりますけれども、例えば養殖で、今までであればどちらかというと過密養殖が問題になっていて、漁場の密度を下げて漁場を改善していきましようということが続いてきたわけですが、一方で地域によって、漁業種類によって相当状況も変わってきているということでありまして、利用度が下がって過密養殖のない、心配なく新規参入を受け入れることが可能という漁場が出てきているという認識は持っております。そういう部分について、きちっとマッチングなり何なりを進めて、新規参入を促していきたいと考えております。

3番目、魚病を例にされた技術開発の話も、当然同じようにそういうことが成長産業化には不可欠だと思っております。

最後の沿岸漁場の話は、ここで書いておりますのは、先ほども言いましたように区画漁業権の管理ということではなくて、その周辺といいたしめようか、例えばさきほども御説明したのですが、密漁の監視とか、あるいは赤潮の監視をしているとか、そういう漁業権が成り立つための周辺の環境の管理といいたしめようか、漁場の管理という部分を想定した項目になっております。

一方で、行使料云々の話もございましたが、その部分については3番の2つ目の2つ目の黒ポツに、漁業権の利用状況云々、漁業権免許を受けた者が果たすべき責務の明確化というところで書いてあります。

先ほどの漁協のあり方の検討の話も、渡邊専門委員からあった話も、次長に答えを任せてしまいましたけれども、資源管理で果たすべき役割もありますが、そのほかにも、ずっと出ておりますような新規参入の促進とか、漁場の有効活用というときにも、漁協が果たすべき役割というか、見直すべきことが当然あると思っておりますし、そういう中に行使料の透明性なり、合理性を高めていくということも非常に重要なことだと思っております。そういうものについて、漁協を監督する県の検査機能とか、あるいは漁協系統自らの監査機能だとか、そういうものをどういうふうに駆使して担保していくのかということ、今後さらに具体的に検討していきたいと思っておりますのでございます。

有路専門委員 ありがとうございます。

最後のポイントはよく分かりました。「有効活用されていない水域」というところで、今のお話ですと、既存の養殖漁場として存在しているものの中で、海域的に空きが出ているところを有効利用するようなマッチングが促進されるべきだと、まさにおっしゃるとおりだと思います。

ただ、諸外国の現状を見ていると、2つ検討すべき課題があると思っております、1つは我が国では非常にやりにくいと言われる漁業権設定が全くされていない漁場で新規に養殖業を行う、具体例で言うと沖合漁場です。もう一つは、一回漁業権を放棄してしまった商業港内とか、こういうところで、各漁業団体にヒアリングをすると、カキの垂下式養殖をしたいとか、こういう意見がたびたび聞かされるのですが、漁業権を放棄されておりますので元へ戻すことができないということが多くあります。

それはそれで当然ルール上どうなのかというところは、各種いろいろなステークホルダーの意見が優先されて議論されないといけない部分だと思っておりますが、ちょっと幅広に想定されるエリアはあり得るのではないかという指摘があったほうがいいかなと思えました。

野坂座長 お願いいたします。

長谷長官 私の例示がちょっと限定的だったと思っておりますけれども、例えば沖合も、漁業権は設定されていないけれども、従来ですと、そこに漁船漁業が活動していて、あるいは今まで沖合をそこまで活用する技術がなかったということだと思っておりますけれども、そういうことも漁業権に関わらず、他の漁業とか、あるいはほかの経済活動もあるわけですけれども、そういうことと調整がつく場合については、そういう部分も今後有効活用していく

べき水域だと思っております。

あと、放棄された部分についてはなかなか難しいものがございます、一般論としてはそういう部分も含めて、当事者間の関係でいろいろな契約があつてのことであるので、政府のほうがそう思つても、現場でなかなかいろいろな問題が生じてくるということで進まない面があると思ひますけれども、姿勢としては、限定することなく、使える水域はどんどん使いたいというのが基本的な考え方であります。

有路専門委員 ありがとうございます。

野坂座長 それでは、泉澤専門委員、お願いいたします。

泉澤専門委員 御説明ありがとうございます。

資料の中から3つほど御質問したいと思ひます。

まず1つは、1の「漁業の成長産業化に向けた水産資源管理」ですけれども、資源評価の精度を上げる取組を行うことや、IQ方式を可能な限り活用するということですので、かなり具体的な漁獲規制がようやく実現できるのかなと思ひております。是非早目の導入をお願いしたいと思ひております。

この取組を行う上で核となる研究機関ですけれども、水産研究・教育機構などの従来の機関で行うのか、それとも新たに機関を設けて、あるいは新しい仕組みで行うのか、その辺のことを一つ教えていただきたいと思ひます。

2つ目は、3番の漁業の成長産業化についてですけれども、環境整備についてということですが、遠洋・沖合漁業の漁業許可に対して、養殖・沿岸漁業の漁業権ということでございますけれども、大規模な養殖や定置網などは事業規模が大きいことや、例えば新規参入など事業者の円滑な引継ぎなどを考えると、沿岸域の漁業でありますけれども、許可漁業のほうに向いているように個人的には思ふのです。その辺の見直しや変更について、どのようにお考えになっているのかということをお尋ねしたいと思ひます。

3つ目ですけれども、沿岸漁場の管理というところでございます。養殖・沿岸漁業についての4ポツ目でございます。沿岸漁場の管理について、都道府県の責務ということで漁協に委ねることができるとなっておりますけれども、この場合、都道府県と漁協の役割分担をきちんと明確にして、より具体的に業務を分ける必要があると思ひます。

また、漁協の役割について、これまでと同様に漁業権の管理とか、あるいは自営の漁業を営むことができるなど、いろいろなことができるようになっておりますけれども、現在の漁協の事業については今後どのように見直されるのか、あるいはどのようにお考えになっているのかということをお尋ねしたいと思ひます。この3つを教えていただきたいと思ひます。

長谷長官 全体的に、いずれも今後さらにじっくり検討していきたいと思ひておりますが、まず、評価なり、IQ方式の活用云々というお話がありましたけれども、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、今の日本の周辺の状況といひましようか、東アジアの海といひましようか、本当に外国漁船の操業が活発になっておりますし、日本の漁業者が獲

ている資源の相当部分が、日本の漁業者だけが獲っているということではなくて、そういう外国の漁業者とともに分け合って獲っているということでもあります。そういう中で資源管理を進める場合、サンマがいい例ですけれども、漁船数を増やさないという合意までは取れたのですけれども、漁船が増えなければそれでいいのかということ、そうではなくて、やはり量の規制をしなければいけない。そうでないと、日本周辺の資源管理が徹底できないと思っておりますので、そういうことをまさに日本が主導してどんどんやっていくために、申し上げましたように、資源評価も高めた上で説得力ある案を出して、国際協調も進めてやっていきたいというのが1点目の話であります。

その中で、どこがその資源評価を担うのかということについては、水産研究・教育機構ということでもありますけれども、独占的にということではなくて、県の試験機関とか、大学とか、力を合わせながら今やっておりますので、それに代わり得る、担える能力を持っているところは現実問題としては考えにくいのだろうと思っております。

それから、定置と養殖も漁業権免許に係らしめているわけですけれども、免許がなくては営んではならないと漁業法第9条にあるのです。免許を受けることによって禁止が解除されるという意味では、許可的な性格があるわけでありまして、それを何で漁業権に係らしめているかということ、漁船が沖合へ出かけて行って操業する場合と違って、まさに沿岸の前浜の漁場について、相当の面積といいましょうか、区域をかなり独占的に使うという中で、漁業権の漁場計画の中に位置付けて、利害調整を図った上で、免許の形で禁止を解除しているというのが現行の制度であります。先ほど御説明したような漁場計画の作成プロセスをもっと透明性を向上させるとか、そういう問題意識は持っているのですけれども、漁場計画みたいなものや、輻輳した権利を調整していく上で、今の漁場計画制度というのは我々は評価しているところであります。

3番目の漁協の役割、業務の話であります。有路専門委員からも出たような形で、例示としては漁業の直接の管理以外に周辺水域の漁場管理、実態上いろいろなことをしている部分について、今回もっときちっと位置付けるとすると、そういう業務について、また漁協の業務として位置付けるということは、今後検討していかなければいけないと思っております。

泉澤専門委員 分かりました。ありがとうございました。

野坂座長 林委員、お願いします。

林委員 ありがとうございました。

本日、水産庁から出していただいた水産政策の改革の方向性については、我々のワーキング・グループにおける11月17日付けの議論の整理を踏まえてお出しいただいたものと理解できまして、ありがたく存じております。

4点質問させていただきます。まず、この方向性に即して、いつまでに何をどう変えるのか、5W1Hではっきりさせたものを年内にお出しいただくということによろしいのか。これが1点目でございます。

2点目の質問です。私どもの11月17日に出した議論の整理には、冒頭に現状認識のポイントを6つ挙げております。この現状認識については、水産庁におかれても認識を共有されておられるのでしょうか。

3点目ですが、この年末にお出しいただくものの中には、我々の議論の整理の1.の「漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の点検」という項目の1番目に挙げております「目標数値と時期を定めた資源回復」、この点が盛り込まれるのでしょうか。

最後の4点目の質問でございますが、同じく我々の議論の整理の「3.環境整備」のところに7点挙げております。そのうちの最初の「意欲ある担い手が円滑に漁業に参加し得る、漁業資源の管理や漁業許可制度、船舶安全法等各種制度のあり方」、特にこの漁業許可制度も含めた点が盛り込まれるのかどうか。また、下から3つ目にあります漁協の事業に関しての見直し、経営の透明性の確保の点も盛り込まれるのかどうか、お伺いします。

漁協について、本日の方向性ペーパーにおいては、農協と異なるということでいろいろ挙げておられますが、信用事業について監査は全漁連が実施すると書かれておまして、内部監査である点につきましては、改革前の農協のあり方と共通するところがございます。また、農協のあり方として当会議で問題にした、生産者の収益を一円でも上げるためにどれだけ、農協が適した活動ができているかという点では、漁協においても同じ問題性が指摘されているところではないかと思えます。必要な見直しの項目はかなりあると認識しておりますので、是非御検討いただきたいと思っております。

以上です。

野坂座長 長谷長官、お願いいたします。

長谷長官 1点目につきましては、もう11月の終わりということでありまして、我々の認識としてはこういう形で、近いうちに検討の方向性を政府として取りまとめた上で、既に閣議決定されているように、来年までに結論ということになっておりますので、その結論の段階で5W1Hが示せると思っております。

現状認識の部分につきましては、読ませていただいておりますけれども、基本的に同じ認識を持っております。

資源管理についての目標数値を設定するという部分についても、より明確な形でいつまでにこういう水準を目指すというような設定をして、資源管理を進めていきたいと思っております。

それから、7つの項目ですか、言われたような部分については、漁業の成長産業化の検討に当然付随するというか、不可欠な項目だと思っております。漁業許可制度等々を含めて、検討を進めていくということだと認識しております。

最後の漁協の監査というのも、先ほど検討の方向性で申し上げましたような、制度の違いとか実態の違いを踏まえた上で、必要な検討をしていくということでございます。

林委員 ありがとうございます。

是非とも今の方向性について、具体的なものが改革として水産庁から出てくることを大

いに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

野坂座長 では、本間専門委員、よろしくお願いいたします。

本間専門委員 4点ほど、コメントと質問を織り交ぜたようなお話をさせていただきます。

はじめは、IQ方式を可能な限り拡大するというので、林委員のほうから質問があったことと重なるのですけれども、いつ頃までに魚種の設定を含めてお考えなのか、具体的なスケジュール感をもうちょっと知りたいということがありまして、もしそのあたりが具体的にありましたら教えてください。

2番目に、もう既にいろいろの方が質問されていることですが、2ページ目の漁業権に関して、適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続することを基本とし、有効活用されていない水域については云々ということで、農業で言うと耕作放棄地なら株式会社があってもいいよ、つまり上手くいっていない所は開放するけど、そのほかのところは従来の漁業者で守るのだよというようなニュアンスに聞こえてきてしまうのです。ですから、そこはもっと積極的に新規参入が進みやすい仕組みを検討するというのを前面に出されたほうがいいように思います。

そうすると、先ほど有路専門委員からの御質問もありましたけれども、適切かつ有効に活用しているということの定義まで必要になってくるので、そこはもっとダイナミックに、漁協と組んでも、あるいは今の漁業者と組んでもいいわけで、単に漁業権の話だけではなくて、もっともっと新規参入を促すような方策を推進して行ってほしいと思います。これは2点目ですが、感想だと受け取っていただいても結構です。

それから、漁協について、経済事業も信用事業も赤字だというお話と認識しているわけですが、その改善をどうやって指導していくのか、そこが見えてこない。全漁連を通してやっていくのか。事業外収入で何とかトントンになっていて、それでいいという認識では決していないと思うのです。特に、信用事業が赤字だということは置いておいても、経済事業自体が黒字化するような方策を、経営の話だから放っておいてもいいという話もあるかもしれませんが、どうやって黒字化していくかを指導していくのかということです。これが3点目です。

4点目は、漁協については資源管理の役割があるのだということを強調されていますけれども、協同組合というのは、法律で定められていますけれども、任意団体ですよ。私的な団体ですよ。そういう私的な団体にいわば公的な役割を資源管理という形で負わせる、あるいは漁業権の配分を含めて役割を担わせるということに関して、やはり再考する必要があるのではないか。最終的に漁業権を含めて資源管理を漁協に委ねることがあったとしても、その中でワンステップとして資源管理を公的な機関が行い、最終的に誰が請け負うかということをもう一度明確にする必要があるのではないか。これまでの歴史的経緯から漁協がやっているのだから、これからは漁協だよねという話ではなくて、根本的に資源管理の公的な部分を誰がどういう権限でやるのかということを見直して、最終的には

それを漁協に委ねるとい形になっても構わないと思うのですが、そのプロセスを明確にして、公的な資源管理のあり方、あるいは漁業権の決定機関というものをもう一度整理する必要があるのではないかと思っているのですけれども、その点についていかがでしょうか。

野坂座長 お願いいたします。

長谷長官 1点目のIQを拡大のスケジュール感ですけれども、今回は全般的に検討の方向性ということでお示ししているのです、今、具体的に何年に何とかはとも入れる状況ではない。精力的に検討をしているところでありますが、今までもIQを導入している部分があって、それはそれなりの実効性もあるということで導入しているわけで、それぞれの魚種、漁業種類ごとの事情を踏まえて、しっかりと検討していきたいと思っております。

それから、水域を適切かつ有効に活用している者の継続を基本云々のところは、農業とのアナロジーでお話しされましたけれども、実態として漁業の場合はもう随分企業が入っているので、耕作放棄地だけを企業みたいな発想では全くないということはお話させていただきたいと思えます。いわゆる漁業者というか、漁民のほかにも企業もそうやって入っていて、そういう方たちが、さきほど次長が適法という言葉を出しましたけれども、問題なくといいましょうか、適切に適法にしっかりされているという部分について、それは逆にちゃんと継続してやれるということを示すことが重要だという認識であります。そういう方たちと、さらに外部の資本なり、人材なり、技術なり、そういうものが必要という部分をうまくマッチングしていくことが、結果的にスムーズに必要な地域に必要な新規参入が進んでいくと考えているところであります。

3点目の話は部長のほうから答えてもらいます。

最後の資源管理の全体の部分の責務は、当然国が担っていくものだとということですが、現在、全体の方針のもとで県が役割を果たし、現場では漁協も役割を果たしてきたということでもあります。

やはり現場で当事者である漁業者が資源管理の認識を持ってもらってやるということがとても有効だと思っておりますが、現在の仕組みをさらに有効なものにしていくための検討をこれからしていこうと思っているわけでもあります。そういう観点で、今後また検討を進めていきたい。最終的な責任は国というのは、当然我々は認識しております。先ほど来言っておりますように、外国との関係も非常に大きいので無視できない。そういう部分を本当に国が先導してやっていかないと、この国の周辺の資源管理というのはうまく進みませんので、そういうことをしっかり認識した上で。ただ、何から何まで役人が、国がやるものでもないのです、それぞれの適切な役割分担を改めて確認といいましょうか、検証した上で、次なるステップに向かっていきたいと思っております。

野坂座長 お願いいたします。

森漁政部長 3点目、漁協の事業の関係の御質問、御指摘をいただいたわけですが、1度目の水産ワーキング・グループで提出した資料でも述べておりますとおり、実際、漁協

の事業利益は総額で55億円となっておりますが、個別に見た場合は7割の組合が赤字という状況ですけれども、これを事業別に見た場合、部門別に見た場合につきましては、沿海地区漁協1組合当たり、確かに信用事業のほうは赤字という形になっておりますけれども、販売事業は黒字になっているところでございます。

そういった意味で、こういった部門別の事業損益などもよく踏まえながら、例えば、今でも大分進んできておりますが、信用事業を県段階の信漁連に譲渡させていくとか、あるいは組合自身のガバナンスの強化の観点からも合併を促進していく。さらに、販売の関係について、生産者、漁業者が漁獲したものの付加価値、あるいは正当な評価を受けられるような流通のあり方、販売のあり方をより促進していくといったような取組について、私どもとしても都道府県とも連携しながら、指導なり、あるいは後押しを行っていく必要があると考えているところでございます。

野坂座長 では、大田議長、お願いいたします。

大田議長 いろいろ御検討いただきましてありがとうございます。

ただ、これで本当に漁業が成長産業になるかということ、いささか心もとない感じがいたします。

私は、漁業が成長産業になるために一番大事なことは、意欲と能力ある担い手が参入することだと考えています。ここで言う能力は、経営力、資金力、技術力であると思います。

この点に関して、今も本間先生をはじめ質問が出されたところですが、3に書かれている漁業許可については、「生産性の高い者の更新を前提としつつ新規参入が進みやすい仕組みを検討する」と。それから、養殖・沿岸漁業については、「有効活用されていない水域について新規参入が進みやすい仕組みを検討する」と。これで本当に意欲と能力ある新規参入が進み、成長産業化していくのかどうか。逆に、そういうことをお考えかどうかお聞きしたいというのが1点目です。これは質問です。

それと、これはお願いですが、私どもが11月17日に出した議論の整理は、3.に7つの項目を書いておりますが、これについては年内の取りまとめに向けて全て御検討くださるということでしたが、特に次の3つの点については深く掘り下げて御検討いただき、具体的な方策を示していただきたい。

まず1つは、一番上にあります「意欲ある担い手が円滑に漁業に参加し得る、漁業資源管理や漁業許可制度、船舶安全法等各種制度のあり方」。2つ目は、「世界の養殖業と比較した場合の日本養殖業の制度的課題」。3つ目が、「漁協の事業、組織体制、機能、役割、ガバナンスの見直し。経営の透明性の確保」。

農協に関しては、政策の受け皿としては使わないという大きい方針が出されております。本間先生も指摘されたことですが、農協と漁協が違うのはもう十分に分かっておりますが、漁協が資源管理とか漁業権の配分という非常に公的性格の強いものを担い得る組織として位置付ける根拠は何か、そしてそれを位置付ける場合はよほどのガバナンスがなければいけないわけで、そのためのガバナンスをどうしていくのかということまで含めて、具体

的な方策をお出しいただければと思います。よろしく申し上げます。

野坂座長 お願いいたします。

長谷長官 年内に、とおっしゃいましたけれども、この検討の方向性について、政府としての取りまとめとした上で来年にということが前提でありますけれども、議論の整理である3 . の中の今言われた3点について、来年検討をさらに進めていくということだと思っております。

船舶安全法の項目も出ておりますので、こういったものは国土交通省ともよく連携を取りながらということになると思っております。

心もとないというお話も出ましたけれども、当然、大前提として漁業の成長産業化を進めるための検討だと認識しておりますので、有効な策を検討していきたいと思っております。

あと、漁協が資源管理なり、漁業調整の役割を担っているというのは、そもそもの成り立ちがそういう機能と、農協と並びのような経済事業、信用事業、信用事業はもうほとんど譲渡済みというお話をしましたけれども、その2つの機能を持っているという歴史的経緯を踏まえた上で、先ほども申し上げましたけれども、これからは国が最終的な責任、責務を持っていて、県があり、市町村もあるかもしれませんが、漁協がありというような中で、総点検をするのだと思っておりますが、必要なガバナンスの強化といったこともこの項目で書かれておりますけれども、検討してまいりたいと思っております。

大田議長 1つ目は質問だったのですが、本当に意欲と能力ある担い手が参入する枠組みを作っていただけるのかという質問です。

2つ目の点は、私が申し上げた3つについては今日のペーパーでは余り触れられていないので、年内に方向を出していただいて、来年は5W1Hを伴った形で出していただけると認識しているのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

長谷長官 最初の部分については、意欲と能力ある者の参入を進めて成長産業化するという認識で、そのために最も有効な策を考えていくということだと思っております。

最後の点については、年内の取りまとめとしては、この改革の方向性というものを政府として取りまとめさせていただくという認識であります。

大田議長 大いに期待しております。

野坂座長 最後に、金丸議長代理、お願いいたします。

金丸議長代理 ありがとうございます。

もう大分皆様からいろいろな指摘がされましたので、質問しようと思っていたこともほとんど出てしまったのですが、最後に長官に確認させていただきます。私どもこのワーキング・グループの1回から5回まで、現場に近い方々にもお越しいただいていろいろなヒアリングをさせていただいて、各委員は現状の把握といいますか、あるいは現状に対する危機意識というのも相当芽生えているので今日のような懸念も、逆に言うと、期待があるがゆえにいろいろと質問させていただいたのです。

このワーキング・グループがスタートした一番初めのころに、全漁連の岸会長以下、幹部の皆様にお見えいただいたわけですね。今回、政府で、漁業の成長産業化というテーマについて、規制改革推進会議でも、あるいは水産庁でも意欲的に検討が始まった。このことをいいタイミングといいですか、いい契機にして、全漁連の会長としても、いろいろな課題については改めるべきところは改める、改革すべきところは改革するというような強い宣言がありまして、このワーキング・グループがスタートしたのです。そういう形のスタートの仕方は、農業改革とかいろいろやってきましたが、初めてのケースです。先ほど触れられたEEZで世界第6位、容積だと第4位。だから、潜在能力はあるのだけれども、結果が出ていないという点においても、ギャップの大きい分野であることは確かだと思っております。

水産庁も、農水省の中でいろいろな農業改革とかをやっているのを横目に見て、本来、この三、四年の間にもっと御自身で改革をしておくべきだったと私は思うのです。新しい長官のもと、過去はともかく、水産庁としても意欲的に大きな改革、優先順位の高い改革、効果の出そうな改革、遅れている改革、そして世界から学び、漁業先進国のいいところは全部取り入れる、そんなことは全部やっていただけるものだと私は思っていますので、是非最後に、全漁連の岸会長をしのぐ長官の覚悟を示していただきたいと思っております。

長谷長官 もう改めてということになりますけれども、こういう改革の機会、見直しの機会が訪れたということでありまして、このタイミングで長官も拝命したということでもありますので、まさに漁業の成長産業化という目的意識を持ってしっかりと検討していきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

野坂座長 ありがとうございます。

本日、委員、専門委員から多くの意見が出されましており、「漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実」のためには、さらに踏み込んだ抜本的な取組が必要であるとの意見が大宗であると思っております。

冒頭の農林水産省の説明では、本日確認した内容で一定の検討の方向性を対外的に説明していくようではありますが、ワーキング・グループでの意見にも見受けられますように、引き続き検討が必要な項目も多くあるものと考えます。

農林水産省においては、本格的な改革についての期限である来年に向け、本日の意見交換も踏まえながら、さらに検討を加速していただきたいと思っております。

水産ワーキング・グループとしても、引き続き、よりよい改革の実現に向け、検討を継続していきたいと思っております。委員、専門委員の皆様におかれましては、引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、本日はここまでにしたいと思っております。お忙しいところ、ありがとうございました。

最後に、事務局から何かございますか。

佐脇参事官 次回の日程は、また調整の上、御連絡します。

以上です。

野坂座長 それでは、これで会議を終了いたします。ありがとうございました。